

國學院大學學術情報リポジトリ

室町幕府の神祇政策：将軍家御師職を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 太田, 直之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002245

室町幕府の神祇政策 — 將軍家御師職を中心に —

太田直之

はじめに

これまで中世における国家と神祇・神社をめぐる制度に関しては、伊勢神宮を筆頭に京都や奈良を中心とする神社によって構成される二十二社を対象とした祈願・奉幣のシステムが、その代表的なものとして注目されてきた⁽¹⁾。この二十二社体制は平安時代中期に成立して、中世半ばまでは機能し、各神社は朝廷から臨時・恒例の奉幣を受け、国家的な祈禱要請に応えていたが、朝廷が経済的に困窮するにつれて奉幣対象範囲が縮小され、中世の後期、特に応仁の乱を境に断絶してしまい、制度そのものが機能しなくなった。

このように朝廷の視点から国家と神社との関係を考えると、中世後期は衰退の様相のみがクローズアップされ、この時代に国家や社会の中における神社、あるいは神祇の果たした積極的な役割は見えてこない。二十二社研究に関しては、鎌倉以降、特に中世後期を対象とした研究蓄積の薄さが問題として指摘されているが、この時期の神社に関して考察するとき、天皇・朝廷との関わりのみを対象とするのでは、自ずとその限界が生じてくるのである。

中世後期、足利尊氏が京都に幕府を開いた室町幕府の時代は、武家がそれまで朝廷の有していた権力の非常に大き

な部分を吸収していたことが先行研究によって明らかにされており、その中でも室町幕府の宗教政策に関しては、幕府による朝廷権力吸収を促進させた重要な事象として捉えられている。すなわち足利義満の時代には、室町殿・花の御所での真言・天台の高僧による月番の密教修法と、同じく月番で行われる陰陽道祭祀、さらには顕密社寺での幕府の命令によって行なわれる祈祷などを組み合わせた、幕府による祈祷体制が完成するが、これらは陰陽道祭祀を除いてかつて朝廷がその主催権を有していたものであり、これらを幕府が主導することによって国家的な祈祷主催権を掌握したことが、義満による王権篡奪の指標として注目されているのである⁽³⁾。

但し、これらの議論の中でも、最初に触れたような朝廷の宗教政策の中軸を構成する二十二社のような神社に対する幕府の対応に関しては、政策として幕府がどのように神祇に対したのかは触れられることは多くはない。これは、黒田俊雄氏の提起した顕密体制論⁽⁴⁾による神祇・神社に対する歴史的な評価、すなわち神社を顕密仏教勢力の末端として捉え、その独自の社会的な役割を重視しない考え方に大きく影響をうけたものと考えられよう。しかし黒田氏の顕密体制論が主に寺院を分析対象とした研究から導き出されたものであり、そのこと自体が中世の宗教構造を包括的に把握する上での黒田学説の隙間の一つとなっていることが、近年諸氏によって指摘されている⁽⁵⁾。

そこで、本稿では中世後期における国家と宗教との関係を解明する上での重要課題である、室町幕府の神祇政策を考えるための指標として、この時代の多くの神社に存在し、將軍家の祈祷を行った將軍家御師職について考え、この時代の神社が国家といいかにかかわったのかを見てみたい。

将軍家御師職の置かれた諸社 ―その全体像

御師とは御祈祷師の略とされ、社寺に属して参詣者と師檀関係を結び、祈祷や宿泊などの便宜をはかることにより社寺への参詣を促した、伊勢や熊野の御師の存在が夙に有名である。ただ、本稿で考察の対象とする将軍家御師職とは、このような宿坊的な機能を果たす御師とは異なり、神社内において一定の地位にある者が幕府からの指名をうけ、将軍家専門の祈祷を行うものを言う。また、将軍家御師職に先行するものとして、朝廷から任命され天皇家専門の祈祷を勤める御師の存在も確認できるが、将軍家御師職に比べて史料に恵まれず、実態は不詳である。

室町将軍家の御師職については、早くに宮地直一氏によって、尊氏・義満などが石清水八幡宮、北野社、祇園社などの畿内有力神社の祠官との間に師檀関係を結び、将軍家専門の御師職としていたことが指摘されているが、宮地氏は足利将軍個人の神祇信仰のみに注目し、幕府の宗教政策としての位置付けは行っていない⁽⁶⁾。また、この後の神社史研究の進展の中で、伊勢神宮⁽⁷⁾、石清水八幡宮⁽⁸⁾、祇園社⁽⁹⁾、北野社⁽¹⁰⁾などの将軍家御師職の実態や機能が知られるようになったが、これらの研究は各神社における歴史的諸事象の解明を目的としたものであり、幕府の神社政策としての将軍家御師職のあり方全体に関する考察が必要なのではないかと思われる。

そこで、まずは将軍家御師職がどのような神社に設置されていたのか、その概要を室町幕府政所代の蜷川親元・親俊によって記された、「神馬引付」⁽¹¹⁾という史料より見てみたい。これは幕府より諸社に対して、年始歳末や神社祭礼、あるいは祈祷実施にあたって神馬を奉獻した際の神馬送状の文書控であり、文明五年（二四七三）から明応八年（二四九九）と天文三年（一五三四）から同六年分が残存している。

この史料によれば神馬の奉獻先として、多くの神社に御師の存在していたことを確認することができるが、これら

の神社はおよそ次の三つのグループに分類することができる。

- ①伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂社、鴨社、松尾社、平野社、稻荷社、春日社、日吉社、吉田社、祇園社、北野社
- ②今宮社、御霊社、愛宕社、野宮社
- ③菅田八幡宮、東大寺鎮守八幡宮、三條京極寺八幡宮

それぞれのグループについて分析すると、①は朝廷の崇敬を集めていた二十二社のうち、京都を中心とした神社で、伊勢から春日までが二十二社の中の上七社であり、日吉・吉田・祇園・北野社は下八社の内となっている。また「神馬引付」には見えないが、同じく二十二社の内である大原野神社や貴船神社にも將軍家御師職の置かれていたことが、諸史料によりわかる。⁽¹²⁾ このグループは御師職設置が確認できる神社中で最も数の多いグループであり、その中心的存在であるといえよう。

ところで、興味深いのはこれら將軍家御師職の設置された二十二社の多くでは、既にこれ以前に天皇家の御師職が確認できるという事実である。鎌倉時代末期の乾元二年（一二〇三）に龜山上皇の後である昭訓門院が懷妊した際、安産の祈祷のため二十二社と熊野社、新熊野社、今日吉社などに神馬の奉獻がなされたが、昭訓門院の兄西園寺公衡の日記『公衡公記』の別記である「昭訓門院御産愚記」⁽¹³⁾に、「凡今日神馬等被_レ付_二御師_一也、御師未定之所々付_二惣官_一、蓋寛元例也」とある。

つまり、この時点で天皇家の御師職が定められていた神社には御師に、それ以外には神社組織の長である惣官に神馬を渡すこととされ、これは寛元（一二四二―四七）の例であるとされているのである。同記には続いて、奉獻先とな

る神社と神馬を付す対象が列記されているが、これによると御師に対して神馬が送られたのは、石清水八幡宮・賀茂社・鴨社・松尾社・春日社・大原野社・日吉社・祇園社であった。⁽¹⁴⁾ 実に將軍家御師職の確認できる二十二社中の神社十二社の内、八社で天皇家の御師職を確認することができ、將軍家御師職はこの伝統を引継いだものと考えることができる。

続いて②のグループは、二十二社のような朝廷の格式ある神祇体系には含まれないものの、京都周辺にあつて信仰を集めた神社である。これらの神社に関しては史料制約から御師職の詳細については不明な部分が多いが、今宮社に関しては神社所蔵文書に大量の幕府からの神馬送進状が伝存している。⁽¹⁵⁾ これらの文書によれば、今宮社への神馬奉獻はほとんどが五月の祭礼の時に集中しており、平安時代より疫病鎮めの祭礼として有名であつたやすらい祭に対するものであることがわかる。また、愛宕社と野宮社に関しても、「神馬引付」では四月の祭礼に際して両社に同日に神馬奉獻が行われるケースが多く見受けられ、同様の特徴を見出すことができる。

③のグループは源氏の氏神として幕府から篤い信仰を受けていた八幡系の諸社であり、先に挙げたほか若宮八幡宮（六条左女牛八幡宮）でも御師の存在を確認できる。⁽¹⁶⁾

以上が「神馬引付」に見える御師職の置かれた神社となるが、その他『大日本史料』などをみても、將軍家御師職の置かれた神社としては、鎌倉幕府の崇敬を誇った伊豆の三島社と、伊豆山神社を加えることができる程度で、およそ室町幕府の御師職の置かれた神社は「神馬引付」に見える諸社がその代表であつた。

その特徴をまとめると、二十二社の内の上七社と下八社を中心として、洛中洛外の諸社および八幡宮を加えたもので、これらが幕府が特に崇敬した神社であるといえるだろう。

將軍家御師職の実態

それでは次に、將軍家御師職の設置が確認できる神社の中心的存在である二十二社の内の神社について、各神社における実態を、とくに御師職就任者の系譜やその得分、社内における地位などを中心に見てみたい。ただし史料の制約の問題からその全てについて述べるのは不可能であり、ここでは伊勢神宮・石清水八幡宮・賀茂社・松尾社・春日社・日吉社・祇園社・北野社を取り上げる。

(1) 伊勢神宮

先に述べたように、伊勢神宮の御師については、古くから注目されており、特に室町末から戦国期にかけて各地の戦国大名と師壇関係を結び、伊勢信仰を全国に広めた宇治・山田の大夫については、多くの研究蓄積がある。⁽¹⁹⁾これに対し本稿で考察対象としている將軍家御師職については、これら宿坊的御師に先行する存在でありながら長く等閑視されていたが、近年岡田莊司氏、芝本行亮氏、窪寺恭秀氏らの研究によって、⁽²⁰⁾その実態解明が大きく進んでいる。特に芝本氏の研究は室町將軍家御師職の変遷を始めて明らかにしたものであり、以下芝本氏の業績を中心として、神宮における將軍家御師職の実態を見ていきたい。

そもそも、伊勢神宮は天皇家の宗廟として天皇家以外の私幣禁断の法が存在し、私祈祷や私奉幣は固く禁ぜられる所であったが、神宮経済の転換とともにこの原則も崩れ、鎌倉期には頼朝の私的な祈祷に応える御祈祷師を外宮権禰宜ら神職が勤めるようになるなど、広範な伊勢信仰に対応した私祈祷が行われるようになる。⁽²¹⁾

室町將軍家との関わりでは、年未詳の足利尊氏御教書により「岩出国造」に対して「天下祈祷」が命じられており、

神宮祭主である大中臣氏の岩出氏が尊氏の祈祷を行っていることが確認できるが、御師職としての初見は少し下がり、応永三〇年（一四二三）の足利義持伊勢参宮の際の御祓を修した「御師祭主通直卿」とあるものが嚆矢となる。⁽²³⁾

この通直卿とは南北朝・室町時代の神宮祭主を岩出氏と交互につとめていた岩出氏分流の土御門流出身であり、これ以降將軍家御師職は通直—宗直—有道と、この土御門氏により相伝されていく。芝本氏はこの背景として通直の娘、宗直妹である阿茶子が將軍義政に嫁していることから窺えるような、土御門氏と足利將軍家との強いつながりがあったことを想定しているが、これに加えて、岩出氏が代々伊勢の岩出館をその根拠地としていたのに対し、土御門流は貞和四年（一三四八）に祭主に補された親直以来京都の土御門富小路付近を居所としており、⁽²⁴⁾ 京都の將軍家に対する工作を行う上で大きなアドバンテージを有していたことも大きく影響していたに違いない。

しかし、有道が造内宮使としての遷宮無沙汰により御師職を罷免されると、岩出秀忠が造内宮使と御師職に補任され、これ以降御師職補任は岩出流と土御門流による相論の対象となっていく。

この原因は、御師職が造内宮使とセットで補任される傾向があり、御師職独自の祈祷料所のほかに式年遷宮に用いられる大神宮領の管理を任されるという、非常に大きな権益が付随する職となっていた点にある。例えば上述した岩出秀忠の御師職補任に際しては、寛正二年（一四六二）九月二日に御師職と数十箇所の祈祷料所および太神宮領諸国所々を秀忠に付す將軍義政の御判御教書が出され、九月五日には秀忠を造内宮使に任ずる宣旨が出されている。⁽²⁵⁾ また、長享元年（一四八七）の岩出輔忠（伊忠）の御師職就任でも「太神宮領諸国所々（目録在別紙）并師職事」が足利義尚御判御教書で認められている。⁽²⁷⁾

以上のように、芝本氏の研究は、伊勢神宮の將軍家御師職は祭主家である大中臣氏の土御門流もしくは岩出流のものが補任されたこと、御師職には遷宮に関わる太神宮領の管理が任されたことを解明した画期的なものであるが、岩

出流と土御門流の関係、幕府による祭主職と御師職補任をめぐる関係の捉え方については疑問が残る。

それは、①土御門宗直が「一代祭主」と呼ばれ、宗直が子息有直に祭主職を譲れずに岩出秀忠が補任されていることから、この時期祭主職が岩出流相伝の家職と見なされていたとし、土御門流が祭主職に就任したことの理由を将軍家御師職を務めたことに求めている点、②土御門流の御師職相伝を非常に強固なものと評価している点である。

①については、既に先行研究によつて鎌倉後期以降の祭主職は岩出嫡流の隆世系と後の土御門流につながる隆世の弟である隆蔭流の二流が交互に就任することが慣例化していたことが明らかにされており、土御門通直の祖父忠直は二四年間に渡つて祭主職に在任するなど、土御門流は岩出流とともに祭主を務める家として確立していた。また、この交替原則が存在していたが故に、父子による相続はむしろ稀な事例であった。

このように、ほぼ同じ条件で大中臣一族の中で祭主職補任が競合する状況の中で、自流の興隆をはかるため親直による京都移住といった努力が払われ、その結果通直以下三代の将軍家御師職相伝が実現したのである。

ただ、宗直の子である有道の御師職改替以降になると、土御門流は岩出流に比べるとその勢力を大きく減退させることになる。これについては②と関わることであるが、通直にかわつて御師職となつた岩出秀忠は、これまでの二流交代の原則をはずれ、文明元年（一四六九）に父清忠の後を襲つて祭主職に就任する。³⁰この後延徳二年（一四九〇）には有直の弟である土御門輔直が祭主・御師・造内宮使の三職に補されるが、³¹わずか三年後の明応二年には岩出伊忠がこれに替わり、³²祭主職は大永二年（一五二二）に子息朝忠に相伝されて以降岩出流のみが相伝するようになる。この間御師職をめぐる有直孫の持直と伊忠による相論が引き起こされているが、永正七年（一五一〇）には伊忠の勝訴となり、³³また享祿五年（一五三二）朝忠と「輔直一類」との間で再び御師職相論が勃発するも、内宮神官は全て朝忠に味方している。³⁴

つまり、岩出流による祭主職の家職化は宗直以降に進んだ現象であり、そのきっかけは有直の御師職改替であった。これ以降の御師職について、芝本氏は輔直、持直の御師職就任を土御門流による御師職相承の指標として捉えているが、客観的に見ればこの時期の御師職についても岩出流の者の方がより長く在任しており、土御門流の退潮は明らかである。

このように土御門流は御師職の成立とともに家運を起こしながら、そのつまずきによつて衰退していったのであり、これを幕府の側から見れば、將軍家の御師職を梃子としてそこに大きな権益を付随させることで、神社内への影響力を行使しえたものと言えるだろう。

(2) 石清水八幡宮

石清水八幡宮の御師職に関しては、先述した宮地直一氏による先駆的研究のほか、新城敏男氏、達史香氏らの研究がある⁽³⁵⁾。これらによれば、石清水では鎌倉時代より祠官であり代々権別當を勤めた家である紀氏が禁裏御師職や、鎌倉幕府・北条氏の御師を勤めていたことが確認できるが、室町將軍家の御師職は観応三年（二三五二）に善法寺家の山井昇清を御師職に認めた足利尊氏の御教書が初見となる⁽³⁶⁾。但し、先代通清の時には尊氏・直義兄弟からしばしば祈禱を命じられ、度重なる所領寄進を得ており、この時期には実質的な師壇関係が形成されていたと考えられる。なお、達氏によれば通清は善法寺流の嫡流ではなく、先代尚清は弟の康清（新善法寺流祖）を嫡流とした遺跡処分状を作成したが、上述の幕府との関係により通清流が尚清の遺跡を相承し、善法寺嫡流となった。

この通清以降、石清水の將軍家御師職は昇清→了清→宋清→重清→晃清→透清→享清→興清と、石清水祠官家の内善法寺家が相伝していく⁽³⁸⁾。善法寺家が御師職を独占していく契機としては、通清の娘である良子が足利義詮に嫁ぎ、

義満の母になったことが決定的であり、義満の石清水崇敬に対する崇敬の篤さは夙に有名である。⁽³⁹⁾

ところで、御師職を善法寺家が独占したのに対して、石清水検校（別当、社務）職は鎌倉中期の成清に始まる善法寺、新善法寺・入江・平等王院・駿河小路・壇といった善法寺流と、勝清の子孫である田中・田中北・東竹・西竹などの田中家流の、紀氏一流の各家による持ち回りであり、達氏によればこのような祠官家の細分化が、室町將軍家と結びつく將軍家御師職を生み出す原動力となったとされる。

御師職の得分に関しては、貞治二年（一三六三）の足利義詮社参の時、神馬は検校に、祈祷の神馬・神宝・寄進所領は御師に付すことが定められている。⁽⁴⁰⁾ またかなり時代が下るが、一六世紀以降になると石清水八幡宮造営にあたつての造営奉行を善法寺家が務めたことが確認でき、⁽⁴¹⁾ これがどこまで遡るのかは不明であるものの、御師職である善法寺家が検校を圧倒する経済力を有していたことが想像できよう。

さて、このような石清水八幡宮御師職の成立について、達氏は「残存史料からは、所領寄進・所領安堵によって御師を優遇するという傾向が顕著にみられ、これは義詮の石清水政策を反映したものと解せられる。」「寺社を統括する特別の存在として、検校と並列する公的地位とすることによって、幕府の寺社政策上の恒常的な拠点にする意図があったと考えられる」として、京都南郊の要衝に位置する軍事拠点としての石清水の重要性に対応するための、幕府政策の一環として高く評価している。

これについて、筆者は達氏の考えに同意するものであるが、再考したいのは氏が將軍家御師職の積極的な意義が戦時下である南北朝期で終わりを告げ、平時である義満期以降は「將軍家八幡御師職が政策拠点の意味を次第に失い、形骸化した」とされている点である。

つまり、至徳元年（一二八四）に父了清のあとを継いで御師職となった宋清が八歳程の幼少であり、長じても「若年

ヨリ物氣意有之⁽⁴²⁾」とされる「無能」な人物であり、しかもこの宋清が長命であったこと。ちょうどこの比、ライバルの祠官家である田中家に優れた政治手腕を持つ融清が現われ、義満・義持やそのブレンであった三宝院満濟、あるいは後小松院の信任を得て善法寺に代わる動きを見せたことなどから、善法寺家による御師職はその実質を失い「足利將軍家との師檀関係も故実の中に限定されていった」と評価している。

確かに三宝院満濟の日記である『満濟准后日記』を見ても融清の活躍は目覚しく、実質的に御師職としての活動を凌駕している感がある。これに対して宋清に関しては、弟入江長清が死去した時には突如山を退出し、恒例の年始祈禱を欠如して社務を改替されるなど、⁽⁴³⁾確かに変わったところのある人物であった。

しかし、一方で將軍参詣の際には宿坊をつとめ、祈禱領の管理や將軍護持僧による祈禱の奉行を行っている。⁽⁴⁴⁾興味深い所では、將軍義教が宋清夫妻と子息の三人を八幡の神体であるという夢を見た翌朝、宋清が義教に拝謁しにきたという逸話が伝えられており、⁽⁴⁵⁾中世人にとつての夢想の重要性を考え合わせると、宋清が宗教人として十分な魅力を持った人物であったことが窺い知れるであろう。

しかも注意すべきなのは、融清の後の田中家にその活躍に準じた役職や、固定化した得分は残らず、実質的な將軍家の祈禱は依然として善法寺家が担い続けたことである。このような將軍家の祈禱を行うという役割によつて、例えば將軍の判始には御師善法寺家が相伴し、その際所領を寄進することが先例となるなど、⁽⁴⁶⁾単に一回性の祈禱行為を行うだけでなく、將軍家を宗教儀礼的に支える存在となっていたのである。

以上のことから考えると、石清水八幡宮御師職は義満期以降も將軍家の祈禱を実質的に担う存在として、幕府の宗教政策の拠点として機能していたと判断することができるのではないだろうか。

(3) 賀茂社

賀茂社における將軍家御師職については史料が少なく、その詳細を知することは難しい。初見は永享二年（一四三〇）の幕府からの神馬奉獻状であり、賀茂社神主を勤めた社司家が相伝したと考えられるが、具体的な系譜は不明である。これ以降「賀茂社御師」に宛てた同様の神馬奉獻状が多く残るが、人名特定につながるのは一六世紀の「竹内殿」のみで、竹内氏は神主に就任する資格を持つ森・松下・鳥居小路・井関とならぶ社司家の一つである。⁽⁴⁹⁾ 竹内氏が御師であることが確認できる史料は永正八年・同一七年・大永五年とおよそ十年間におよんでいるが、この間の神主職は系譜を異にする四人が交替してつとめており、御師職と神主職は独立したものとして存在していたことが窺われる。また、永正一七年の史料では「賀茂社領若狭国宮河庄」の公事免除が幕府により「御師竹内殿」に対して認められており、御師独自の所領が存在していた。

賀茂社で特徴的なのは、將軍家御師職とならんで青蓮院御師職が重視されていたことで、これには「鎮守田散在」が付随していた。⁽⁵¹⁾ 文明年間には青蓮院御師職を巡り、社司の森貞久と井関勝久・延久父子の間で相論がおこり、結果森貞久に安堵されている。⁽⁵²⁾ この時の神主は継平であることから、青蓮院御師職も神主職自体の相伝とは分離しており、基本的に將軍家御師職と同じ構造を有していたことがわかる。

(4) 松尾社

松尾社では鎌倉期には六波羅探題の北条時茂より「当社師職事、如^レ先^レ可^レ有^二沙汰^一」ことが松尾神主に安堵されてお⁽⁵³⁾り、早くから武家の崇敬をうけていたことがわかる。室町將軍家とのつながりでは、建武政権期には建武二年（一二三五）に足利尊氏の意を受けた高師直の奉書によって、「松尾社御師正祢宜相世」に対して寄附された豊前門司

の所領打ち渡し⁵⁴が命ぜられており、尊氏の將軍就任以前から足利家の御師職が成立していた。將軍家御師職としては延文元年（一二五六）の「松尾社御師正祢宜殿」に祈祷卷数の礼を伝える幕府政所執事の二階堂行元による奉書が初見となる⁵⁵。また延文五年の祈祷卷数礼には「松尾御師因幡守殿」とあるが、松尾社祠官である東氏の系図によれば、これが相世の息子である東相季のことであるとわかり、さらに明德二年（一二九二）の後円融院の院宣によれば「松尾社神主相季館」に「天変地妖御祈祷事、御師職殊可⁵⁶致⁵⁷御願成就精誠」ことが命じられ、東相季は天皇家の御師職もつとめていた⁵⁸。

これ以降、室町幕府の將軍家御師職では相言、相郷、相安などの名前を確認することができ、松尾社祠官の秦氏のうち、神主家である東家に相伝されていたことがわかる。松尾社祠官の長である神主職は社務職とも呼ばれ、東氏一族の中で家督以外の者も含めて、持ち回りで補任されているが、御師職については原則として家督者のみに相伝されており、しばしば「前神主御師東殿⁵⁹」と呼ばれるように、社務職とは独立していた。

また、神主職補任は綸旨により白川家に伝達され、白川家より松尾社に伝えられることになっており、伝統的な神祇官制度が生きていたが、御師職は家督者である御師職保有者からの譲与であり、他社の事例から類推するとこれを幕府が承認する形であったと思われる。したがって、家督であつても御師職保有者が在世中である場合は御師職にはなれず、文明十一年（一四七九）の相言から相郷への譲与について見ると、相言の子である相行、孫相冬は御師職となった形跡が見出せず、直接曾孫の相郷が御師職となっている⁶¹。この時、相郷は神主職に補任されておらず、相言の兄相長が神主職であり、ここからも御師職が神主職とは独立したものとして存在していたことがわかる。

御師職保有者は幕府との強いつながりを有していたため、社領違乱を幕府に訴える際の窓口となっており、一社の代表として御師職保有者の手になる言上状が社家文書中に多く残っている⁶³。また幕府裁許も日供や神事料所に関して

は御師宛に安堵が発給されており、さらに洛中の境内地と室町期に存続した重要な遠隔地莊園である丹波国雀部莊は、御師職に付随する所領となっていたようである。⁽⁶⁶⁾

松尾社祠官が連署した文書類を見ると、御師は常に序列の最高位に位置しており、御師職保有者は同族の中でも現職の神主を抑えて神社を代表する存在として活躍していたのである。⁽⁶⁷⁾

(5) 春日社

春日社における將軍家御師職の初見は、至徳二年（一三八五）の足利義満春日参詣の奉幣に御幣役を勤めた、神主家である西家の大中臣師盛である。この年の社参は四月より春日社に伝えられ、興福寺と春日社家との間で参詣にあつた諸料足の調達をめぐって遣り取りが行われているが、その中の師盛書状に「若御下向候者、譜代御師候之間、云^二御一俗〔族〕^一、云^二近従^一、再奉行家来之卿上雲客、皆々申承事候」とあり、師盛は自分を譜代の御師と称している。八月の將軍社参本番にあつては、「御師方料足」として五千疋が下行され、さらに先に述べたように將軍による奉幣の御幣役を師盛が勤めている。⁽⁶⁹⁾

師盛の日記によれば、御幣役は公卿が勤めることが先例となっていたが、今回は將軍の特別の意向によって、御師である師盛が任じられたといい、「先代未聞之眉目」と感激を顯にしている。⁽⁷⁰⁾この時の春日社内の構成は、一社を代表する惣官は神主の時徳と正預祐有の二名であり、師盛はこの次に位置していたから、義満が將軍家御師の社内における位置づけを意識的に高めようとしていたことが窺えるであろう。

義満はこの後、明徳二年（一三九二）、同五年、応永二年（一三九五）と春日社参を繰り返すが、⁽⁷¹⁾至徳の参詣が先例となつて、御師である師盛への五千疋下行と御幣役勤仕は毎回行われている。

この後の將軍家御師職の系譜であるが、かなり時代を下って一五世紀以降の史料には、例えば『大乘院寺社雜事記』には、「公方御師淳⁽⁷²⁾」とあり、政所執事蜷川親元の日記に「春日御師〈刑部少輔師淳⁽⁷³⁾〉」の名が見え、最初に触れた『神馬引付』にも「御師刑部大輔師淳千日参籠」に対して神馬を奉獻したことが記されているが、この師淳は師盛の曾孫にあたる。⁽⁷⁴⁾さらに、天文十一年（一五四二）に將軍義晴の代官として伊勢貞孝が社参を行った時には、太刀一振が御師である「西殿」に与えられており、⁽⁷⁵⁾春日社の將軍家御師職は大中臣の西家によって相伝されていたと判断して良いだろう。

（6）日吉社

日吉社の將軍家御師職は、康応元年（一三八九）に日吉御師中務大輔成光の訴えにより近江国建部庄内の日吉社神供料所に対する「山徒仏眼院秀運」による押妨停止を命じた、管領斯波義将から近江守護である六角満高に宛てた奉書が初見となる。⁽⁷⁶⁾続いて応永元年（一三九四）の足利義満日吉社参の際の奉幣では「御師樹下中務大輔成光」が参向している。⁽⁷⁷⁾日吉社の祠官は大比叡の生源寺家と小比叡の樹下家の二家に分かれていたが、御師職は小比叡の祢宜を勤める樹下家の者が補任されていた。

この近江建部庄については、永享三年（一四三一）に同庄の領知を樹下某に認める奉行人奉書に「任⁽⁷⁸⁾去至徳三年（二三八六）九月十四日御判之旨」とあり、さらに永正元年（一五〇四）に同庄への山門からの競望を停止し、その領知を認めた「樹下大藏卿」への奉行人奉書には「代々存知之御師職開闢以来相伝之当庄代官職⁽⁷⁹⁾」などと記されている。これらのことから、建部庄は御師職の創設とともにその職分に付随する所領として幕府より寄進されたものであり、その時期は至徳三年をそう遡らない時期であつたことが推測できよう。

なお、この他名前の特定できる御師職就任者としては、延徳二年（一四九〇）に日吉社日供領である近江国筑摩十六条郷を巡っての守護京極政経との相論で活躍した樹下修理大夫仲辰や、弘治元年（一五五五）に一族を殺害して逐電した樹下民部大輔成慶、この結果幕府より御師職に任じられた成慶弟の猿寿丸などを挙げることができる。⁽⁸¹⁾

（7）祇園社

祇園社の將軍家御師職に関しては、小杉達氏・瀬田勝哉氏・三枝暁子氏らによる研究があり、その成立と実態、意義についても述べつくされている感があるので、ここでは諸氏の研究成果にそって、その明らかにされている所を概観したい。

祇園社と室町將軍家の関係は、既に尊氏の將軍就任以前より祇園執行顯詮が種々の祈祷を命じられており、將軍就任後では、貞和元年（一二四五）のものと思われる顯詮申状に「祇園社御いのりの御師執行法眼顯詮⁽⁸²⁾」とあり、同五年の越中国の祇園社への新寄進地受け渡しを守護桃井直常に命ずる上杉重能の施行状に「祇園社御師助法印顯詮⁽⁸⁴⁾」とあるのを皮切りに、御師職の語が史料上に多く見え始める。

この時期の祇園社内では、顯詮と同じ紀氏一族の晴静との間で、祇園社執行職と御師職をめぐっての争奪戦が行われており、顯詮が御師職としてしばしば將軍の遠征につき従い戦陣での祈祷を修した一方で、晴静もしばしば祈祷の御教書や繪旨を賜り顯詮の地位を脅かしたが、晴静が南朝方について没落していった結果、祇園執行職と御師職は顯詮の領するところとなったのである。

このような争いの中で、幕府との直接的なつながりをあらわす將軍家御師職の重要性が高まり、文和元年（一二三五）二顯詮が將軍義詮より造営奉行に任じられた際には、顯詮の望みによって宛先を執行職ではなく御師職に書き改め

た補任状が発給され、同時に御師職に宛てて造営料所が寄進されている⁽⁸⁵⁾。

さらに、顕詮の後を継いだ顕深の代になると、本来天台座主が補任権を持っていた執行職と、別当が掌握していた社内の六月番仕職・一公文職の補任権が、足利義満の執奏によって「代々師職相承」であることを理由に顕深に対して安堵され⁽⁸⁶⁾、祇園社の境内地支配についても、御師職として門弟で相承し他の介入を排除することが幕府御教書と官宣旨の両方により認められている⁽⁸⁷⁾。以降祇園社執行職・御師職・造営奉行職は顕深の子孫である顕俊→顕縁→顕宥→顕重→顕増に相伝されていくのである。

(8) 北野社

北野社の將軍家御師職について触れたものに、小泉恵子氏、鍋田英水子氏らの研究があり、筆者も北野社造営との関わりから若干の考察を加えたことがある⁽⁸⁸⁾。

まず御師職の初見については小泉氏の研究に詳しい。氏によれば、建武年間には光園院守慶と松梅院禅陽二人が將軍家御師職を勤めていたが、観応の擾乱の中で禅陽は罷免され守慶一人に御師職と丹波国船井庄が安堵される⁽⁸⁹⁾。しかし、この後守慶の光園院系は將軍家御師職の座から失脚したようで、この次に御師として名前の見えるのは「石見法印」を名乗り禅陽の息子である禅巖で、以降御師職は原則として松梅院に相伝されていく⁽⁹¹⁾。

禅巖以降の御師職の系譜は禅巖→禅能→光園院乗慶→密乗院禅栄→禅芸→禅親→禅盛→禅予→禅椿→禅予→春松丸→禅光→禅興となっている⁽⁹²⁾。以下若干説明を加えると、光園院系である乗慶が御師職に就任しているのは、禅巖の子である禅能が正長元年（一四二八）將軍義教の不興を買って失脚したことによるものである。この時には光園院系が復活するが⁽⁹³⁾、数年で御師職は松梅院分家の密乗院禅栄に渡り、さらに禅栄が義教によって更迭されたことにより、結

局禪能長子の禪芸が補任されて御師職は松梅院に還付された。⁽⁹⁴⁾

また、禪予は二回就任しているが、これは禪親の後の御師職が一族内での相論的となったためである。つまり禪親は寛正二年（一四六二）猶子である禪予に松梅院の跡職を譲るが、⁽⁹⁵⁾禪親の次には何故か松梅院主禪予を差置いて禪親弟の禪盛が御師職となり、寛正六年禪盛が罪科によって改易されたのをうけて禪予が御師職に就任する。⁽⁹⁶⁾しかし、翌文正元年には禪予に替えて禪親実子の禪椿が御師職となり、⁽⁹⁷⁾長享元年（一四八七）にこの禪椿が將軍義尚の不興により改易させられて、禪予が再任するのである。⁽⁹⁸⁾なお、春松丸は禪予の長子であり、早世したため同じく禪予の子である禪光が御師職を相承している。⁽⁹⁹⁾

このように、北野社の御師職は複雑な経過をたどりながらも、基本的に松梅院主の家職として相伝されていた。松梅院については、中近世の北野社を代表する存在として早くから有名であり、諸国にある北野宮寺領を支配するとともに、將軍家御師職の他に公文所・神事奉行・御殿預の職を相承して社内において独裁的な力を有していたことが明らかにされているが、⁽¹⁰⁰⁾ここでは特に御師職との関わりで強く意識されていた、造営領奉行職および七月七日神事の秘事相伝などについて考察しておきたい。

まず造営領所に関しては義満・義持の代に松梅院に寄附されたとされ、以来松梅院主の奉行するところとなっていたが、禪能の御師職改替の際に光園院と深いつながりを有していたとされる祠官の宝成院明憲に安堵されてしまい、長祿二年（一四五八）になってようやく御師禪親に対して「造営料所和泉国大鳥下條・美濃国日野郷・越前国得光保内野畠等奉行職」が將軍義政より安堵されている。⁽¹⁰¹⁾また、長享元年の禪椿失脚の際にも造営料所は松梅院より取り上げられ、祠官である妙藏院祐繁に安堵されるが、これに対し時の御師禪予は「造営料所事、以^二御師職一隅儀^一、令^二頂戴^一」御代々御判、致^二其沙汰^一之旨、明鏡也⁽¹⁰²⁾との理由により幕府に対して訴訟し、翌年十二月には無事松梅院に

返付されている。⁽¹⁰³⁾ 元々幕府によって寄進されたこれら造営料所は、將軍家御師職の改替とともにその奉行が交替しており、松梅院にとってはよくも悪しくも「御師職一隅儀」として、御師職と表裏一体のものとして存在していたのである。

次に御師職保有者の宗教的側面における特質として、七月七日に行われる手水神事（現在の御手洗祭）における秘事相伝がある。『満濟准后日記』の永享四年五月二〇日条によれば、北野社の「第一重事」である手水神事について、御師禪能が罷免された後には禪能の代官がこれを勤めたていたが、この年の神事を迎えるにあたり、幕府の命令によって御師光園院乗慶に神事に関する全てを相伝することが命じられ、この代官は一事残らず伝えたこと証明するため湯起請を取ることになったという。

さらに、禪能の子である禪芸が御師職に就任することとなった時にも、幕府より禪能に「社家秘事口伝等者悉可令相伝之由」が伝えられている。⁽¹⁰⁴⁾ 御師職が実際に將軍家の祈禱を行うためのものとして、その宗教的な能力の保証を求められるものであることがわかると同時に、その改替を通じて本来内部で行われるべき秘事の相伝といった社家組織の深部に至る部分にまで、幕府の意向が浸透していることを垣間見ることができよう。

將軍家御師職成立の意義

以上、將軍家御師職の置かれた代表的な神社について、その実態を概観してきた。ここで、これまで見てきた所に沿って、將軍家御師職についての特質についてまとめてみると、

①室町時代の初期、幕府成立からほどなく成立し、競合する他の家を押さえて、特定の祠官家に継承されている。

② 検校や社務といったこれ以前に神社を代表していた身分とは異なるものとして、独自の職として存在する。

③ 造営奉行や造営料所の管理などを任されることが多く、社内における高い地位を保持して、御師職保持者が一社を代表する存在となることが多い。

といった三点が共通する重要なものとして浮かび上がってくる。

これらを踏まえた上で、將軍家御師職成立の意義をまず神社側の視点から考えてみたい。海津一朗氏は鎌倉時代後期の公家・武家・寺社全てが共通して抱えていた問題として、所領や諸職の細分化傾向があったことを指摘し、その上で元寇を契機とした社会変動や南北朝の動乱を経てこれらの権益の再編が進み、室町政権下では武家・寺社・本所による限定的ではあるが自立的な一円的荘園支配が完成され、荘園制が再編成されるという見通しを述べている。⁽¹⁶⁾

本論で見てきた二十二社クラスの著名大社では、検校や神主・社務といった一社を統べる地位は数系統に別れた同族内での持ち回りになっていたケースが多く、わずか数年で一社の代表が次々と交替していくように、その実態は空洞化していた。これは、同族内での本格的な衝突を回避するための、一種の平等原則が保持されていたとも評価できるものであるが、このような均衡状態を打ち破り、同族集団の中で他の家から一頭抜きん出るためには外部の権力に頼るしかなく、鎌倉幕府の崩壊に始まる動乱の時代はそのまたとない大きな機会となった。

そして、この動乱の時代の中で足利家の祈禱を行う権利を認められたものが、尊氏の政治的・軍事的勝利と幕府開設によって結果的に將軍家の御師職となり、これが制度化されることによって幕府より与えられた新寄進を管理する地位を与えられ、社内における地位を確立したのであり、將軍家御師職成立は神社内における権力再編の原動力となったのである。

さらに、將軍家御師職が一つの家に固定化され、神社内に幕府権力と直接結びついて社内を糾合する存在が現われ

たことは、これ以前までそれぞれの神社に対して諸職の補任等を通じて大きな影響力を行使していた本寺・門跡といった上級権門に対抗し、各神社を顕密体制の網の目から開放するという結果をもたらした。

例えば、比叡山延暦寺末であった祇園社については、先に少し触れたように御師職成立によって天台座主や別当の影響力を廃することに成功しており、これによって本寺の統制から離れた、神社側による自由な神社経営を図ることが可能になったことが先行研究によって指摘されている。⁽¹⁰⁶⁾ 同様の事例は同じ山門末の北野社でも確認でき、曼殊院門跡から北野社執行や祠官の任官に際して口入があった時には松梅院を中心として祠官が結束して門跡に対峙し、神社側の意向を押し通している。⁽¹⁰⁷⁾ また、日吉社ではしばしば起こる社領への比叡山山徒からの押領に対して、御師が幕府への訴訟窓口となって排除したこと、既に見た通りである。

このように御師職が成立したことによって、神社の現場において実際に神に奉仕する社家によってその経営を自律的に行うことが可能となり、各神社は自立性を強めて独自の活動を行うことが可能となったのである。

次に幕府の視点から、將軍家御師職の意義を探ってみよう。まず指摘しておくべきことは、室町幕府が京都にその居を据えた結果として、平安時代以来畿内における巨大な政治力を有していた大社寺への対応が大きな政治的課題となっていた点である。よく知られているように、幕府の対宗教政策はこれら宗教権門に対する懷柔を基調としており、寺社本所領保護はその基本方針であった。⁽¹⁰⁸⁾ また、歴代の足利將軍が石清水八幡宮や祇園社・北野社を深く崇敬し、祭礼への御成は幕府年中行事となっていたが、この背後に將軍個人の信仰心に加えて、これら神社を政権内に取り込むための政策的配慮が存在していた。⁽¹⁰⁹⁾

このような幕府の宗教政策の中に將軍家御師職を位置づければ、その重要性は自ずと明らかであろう。幕府は御師職に対する経済的な援助を行って社内における地位を確立させて各神社を上級権門から切り離し、また職の改替と付

随する權益の安堵を通じて幕府に忠実な勢力を神社に扶植することで、宗教勢力としての神社を直接コントロールし、その意思を貫徹することを目指したのである。

しかし、この場合に何故御師職への優遇策が多く事例で造営料の寄進でありこれを管理する権限であったかが問題になる。まず確認すべきなのは、將軍家御師職の置かれた主要な神社、すなわち二十二社のうち京都を中心とした神社の一群は、「王城鎮守」の神々として、天皇家を護持することを役割とした存在であると認識されていた点である。近年、中世における神仏のコスモロジーを解明するための方法として、中世の誓約文書である起請文の罰文に書き上げられた神々の分析が注目を集めているが、⁽¹⁰⁾これら起請文の中にはしばしば「王城鎮守」として上述した神社が列挙されている。

そもそも二十二社制度自体が朝廷によって確立されたシステムであり、これらの神社に対しては国家的な祈祷を行なうことが期待されていた。また公家や武家はこれに対して、神社を維持し、社頭の破壊や遷宮に際してはその経済的な負担を行う義務を有していたのであり、例えば鎌倉幕府の貞永式目において、その第一条に「可_下修理神社_一専_上祭祀_一事⁽¹¹⁾」が掲げられていることはあまりにも有名である。

これらの要素を加味して考えると、室町幕府は御師職保有者に対して造営料の一括管理と造営遂行の責任を負わせることにより、安定的な造営を行い得る体制の構築を目指し、これにより国家的な祈祷を実施する存在である神社を保護するという、為政者としての責任を果たそうとしたものと評価できるだろう。

おわりに

以上、室町時代に特徴的に現われる、将軍家御師職について考察してきた。これまで将軍家御師職については、個別神社史の中で触れられてはいても、幕府の宗教政策全体の中における位置付けは曖昧なものであった。しかし、多くの神社に置かれていたこれら御師職は、その成立や展開、あるいは機能などについて共通した特質を見出すことができ、これが単に将軍家の祈祷のみを役割とするものではないことが明らかなのである。

つまり、将軍家御師職とは京都に居を据えることになった室町幕府が不可避的にその対応を迫られることになった対社寺政策の一環であり、幕府は御師職保有者に対して造営料所の管理と造営活動の運営を任せることによって、神社の安定的な経営と政権側への取り込みをはかった。そして、このような幕府の政策は、結果として神社内における権力と権益の再編をもたらし、各神社が独自の経営体として活動することが可能となったのである。

これまで中世後期の神社・寺院に関しては、応仁の乱以降の打ち続く動乱の時代があまりにも印象的なせいや凋落・没落の時代としてのみ捉えられがちであり、また研究の量から言ってもこれ以前と較べると決して多いとは言えない状況にある。しかし、このような長期に亘る政治的混乱と経済的な困窮を乗り越え、その存在を近世に伝えるだけの力が養われたのもこの時代であり、日本宗教の歴史を理解するためには今後也多角的視野からの研究を蓄積していくことが必要であるといえるだろう。本論の問題関心から言えば、この時代の祈祷という行為全体における神社の位置付けやその意義、近世への展開過程の解明と比較など解決すべき課題はあまりにも多く、今後の課題としたい。

註

- (1) 二十二社制度に関して諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇〇)に岡田莊司氏による研究史のまとめと近年の業績目録があり至便である。
- (2) 佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中公文庫、一九六五)。
- (3) 富田正弘『室町時代における祈祷と公武統一政権』(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社、一九七八)。同『室町殿と天皇』(『日本史研究』三一九号、一九八九)。柳原敏明『室町政権と陰陽道』(『陰陽道叢書 二 中世』名著出版、一九九三。初出は一九八八)。今谷明『室町の王権』(中公新書、一九九〇)。
- (4) 『日本中世の国家と宗教』(岩波書店、一九七五)。「寺社勢力」(岩波新書、一九八〇)。
- (5) 神道史研究の分野における代表的な研究に井上寛司『日本の神社と「神道」』(校倉書房、二〇〇六)がある。
- (6) 『宮地直一論集7 神道史Ⅲ』(蒼洋社、一九八四。初版は一九五七)。
- (7) 岡田莊司『神宮祭主藤波家と大神宮御師』(『瑞垣』一七九号、一九九八)。芝本行亮『太神宮御師と大中臣氏』(『神道史研究』四九卷二号、二〇〇一)。窪寺恭秀『中世後期に於ける神宮御師の機能と展開について』(『皇學館大学神道研究所紀要』第二一輯、二〇〇五)。
- (8) 新城敏雄『中世石清水八幡宮の御師』(『法政史学』三〇号、一九八八)。達史香『南北朝期の石清水八幡宮祠官家と幕府政策―足利將軍家八幡御師職の成立をめぐって―』(『ヒストリア』一五六号、一九九七)。
- (9) 小杉達『祇園社の御師』(『神道史研究』一九号、一九七二)。瀬田勝哉『中世の祇園御霊会―大政所御旅所と馬上役制』(『洛中洛外の群像』、平凡社、一九九四。初出は一九七九)。三枝暁子『南北朝期京都における領域確定の構造―祇園社を例として―』(『日本史研究』四六九号、二〇〇一)。
- (10) 小泉恵子『松梅院禅能の失脚と北野社御師職』(『遙かなる中世』八号、一九八七)。鍋田英水子『中世後期北野社神社組織における一社』(『武蔵大学人文学会雑誌』二九―一・二号、一九九七)。拙稿『北野社の勧進と造営』(國學院大學史学大学院会『史学研究集録』二五号、二〇〇〇)。
- (11) 『群書類従』第一輯 神祇部。
- (12) 『大原野神社文書』東京大学史料編纂所蔵影写本、文明六年七月一七日「足利義政御判御教書」。『史料纂集 賀茂別雷』

- 神社文書』第一卷五一号「伊勢真蓮（貞国）奉書」。
- (13) 『史料纂集 公衡公記』第二卷。
- (14) この他では、伊勢神宮は祭主に、平野社・稻荷社・住吉社・梅宮社・丹生社・貴船社は社務に、北野社では別当にそれぞれ神馬が送られ、大神神社・石上社・大和社・広瀬社・龍田社は神祇伯に付すこととなっている。
- (15) 『今宮神社文書（新規）』京都市歴史資料館蔵写真。
- (16) 『大日本古文書 醍醐寺文書』一二巻二五九九号「伊勢貞親奉書」。『同』一三巻二九二四号「種村薩摩入道奉書案」など。なお『大日本古文書』『大日本史料』の史料検索に関しては、「東京大学史料編纂所データベース」を利用した。
- (17) 『大日本史料』六編二八冊、貞治六年七月二〇日条など。
- (18) 『大日本古文書 醍醐寺文書』第一三巻二九五四号「伊豆密厳院別当職文書案」。
- (19) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房、一九八二）。初版は一九六四。萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』（吉川弘文館、一九七五）。初版は一九六二。西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館、一九八七）。
- (20) 同註（7）。
- (21) 岡田莊司「私祈禱の成立―伊勢流祓の形成過程―」（『陰陽道叢書二 中世』名著出版、一九九三）。初出は一九八五。
- (22) 註（7）岡田論文。
- (23) 『義持公参宮記』（『神道大系文学編五 参詣記』神道大系編纂会、一九八四）。
- (24) 岡田莊司「中世の大中臣祭主家」（藤波家文書研究会編『大中臣祭主藤波家の歴史』、続群書類従完成会、一九九二）。同前註。
- (25) 同前註。
- (26) 『氏経神事記』寛正二年一〇月一四日条（神宮司庁編『神宮年中行事大成 前編』、臨川書店、一九七六）。初版は一九三九。
- (27) 『大日本史料』八編二二冊、長享元年一二月二〇条。
- (28) 同註（24）論文。
- (29) 『国史大系 公卿補任』第四編（吉川弘文館、二〇〇一）。
- (30) 『二所太神宮例文』第八 祭主次第（『神道大系神宮編四 太神宮補任集成（上）』、神道大系編纂会、一九八四）。以下、祭主の補任次第については、前掲『公卿補任』と本史料によった。

- (31) 『国史大系 公卿補任』。
- (32) 『守朝長官引付』一六・一七号「室町幕府神宮奉行人連署奉書」(『三重県史資料編 中世1上』、三重県、一九八七)。
- (33) 『大日本史料』九編二冊、永正七年九月十七日条。
- (34) 『惣官家旧記』八七号「内宮解」、藤波氏秀官長引付「一六六号「内宮神主申状」(共に『三重県史資料編 中世1上』)。
- (35) 同註(8)。
- (36) 『菊大路家文書』一〇二号「善法寺尚清処分状写」(『大日本古文書 石清水文書』第六卷)によれば、「禁裏仙洞御祈禱者、予代々相伝之御師壇也、通清康清兩人相共可勤仕也、次今出川殿御一統御祈者、康清可令相伝奉仕也、次関東將軍家并西明寺殿御一統御祈師者、尚清令相伝所勤仕也」とあり、禁裏・仙洞・今出川殿(西園寺家)一族・鎌倉將軍家・西明寺殿(北条得宗家)の御師職を務めていたことがわかる。
- (37) 『菊大路家文書』一〇五号「足利尊氏御教書」。
- (38) 善法寺家の系図については『続群書類従』第七輯上『石清水祠官系図』および『石清水八幡宮祠官要略抄』(『唐招提寺史料』、奈良国立文化財研究所、一九七二)を参照。
- (39) 宮地直一『宮地直一論集4 八幡宮の研究・春日社の研究』(蒼洋社、一九八四。初版は一九五六)。
- (40) 『菊大路家文書』一〇七号「足利義詮御教書」。
- (41) 鍛代敏雄「戦国期の石清水社善法寺門跡と禪家巢林庵」(『國學院雜誌』一〇六卷四号、二〇〇六)。
- (42) 前掲『石清水祠官系図』。
- (43) 『満濟准后日記』応永三四年正月一三日条(『続群書類従』補遺一)。
- (44) 『満濟准后日記』応永二九年二月二日、三二年六月二〇日、三三年五月一八日条など。
- (45) 『満濟准后日記』永享四年四月二六日条。
- (46) 「文安六年記」文安六年四月二九条(鍛代敏雄他「石清水八幡宮引付関係資料の紹介」『白山史学』四〇、二〇〇四)によれば、將軍義成(後の義政)の判始の儀では善法寺晃清が相伴しており、「御判始八幡御寄進在之先例也」と述べられている。実際この日付で「摂津国兵庫上庄内徳珍名并同福原庄西方散在田地」が寄進された(『菊大路家文書』八二号「細川勝元遵行状」)。
- (47) 『史料纂集 賀茂別雷神社文書』第一卷三四号「摂津満親施行状」。

- (48) 『賀茂社文書』「室町幕府奉行人連署奉書」(今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成』奉行人奉書編下、二六九四号、思文閣出版、一九八六)、『尊経閣古文書纂加茂社文書』「室町幕府奉行人連署奉書」(『室町幕府文書集成』奉行人奉書編下、三〇一四号)、『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、五二一一号「室町幕府奉行人連署奉書」など。
- (49) 「南柯記」(『賀茂文化研究』創刊号、一九九二)四八頁。
- (50) 藤木正直・須磨千穎『賀茂神主補任史』(財団法人賀茂県主同族会、一九九二)。以下神主補任については同書に拠った。
- (51) 『史料纂集 賀茂別雷神社文書』第一巻二二二号「青蓮院門跡御教書」。
- (52) 『増補史料大成 親長卿記』文明三年三月一七日程、文明四年六月二五日程。
- (53) 『松尾社社蔵文書』一〇四号「山名時茂書状」(『松尾大社史料集』文書篇一、松尾大社社務所、一九七二)。
- (54) 『東文書』(東京大学史料編纂所蔵影写本)二二二七「参河権守書状」。
- (55) 『松尾社社蔵文書』九四二号甲「二階堂行元奉書」(『松尾大社史料集』文書篇三)。
- (56) 『松尾社社蔵文書』九四二号乙「二階堂行元奉書」(『松尾大社史料集』文書篇三)。
- (57) 「東家系図」(『松尾大社史料集』典籍編一)。
- (58) 『松尾社社蔵文書』九三五号「後円融院々宣」(『松尾大社史料集』文書篇三)。
- (59) 前掲「東家系図」および松尾大社編『松尾大社』(学生社、二〇〇七)。
- (60) 『松尾社社蔵文書』四三三号「室町幕府奉行人連署奉書」(『松尾大社史料集』文書編一)。
- (61) 『東文書』六一一五「松尾社御師相言議状」。前掲「東家系図」。
- (62) 「京都御所東山御文庫記録」(『松尾大社史料集』典籍編二)。
- (63) 『松尾大社文書』(京都大学蔵)「前神主相郷等連署書状」(『松尾大社史料集』典籍編二)。
- (64) 『革嶋文書』「室町幕府奉行人連署奉書」(『室町幕府文書集成』奉行人奉書篇上、二〇六七号)。
- (65) 『松尾社社蔵文書』四八号「室町幕府奉行人連署奉書」(『松尾大社史料集』文書編二)など。
- (66) 『松尾社社蔵文書』四二二号「室町幕府奉行人連署奉書」(『松尾大社史料集』文書編二)など。
- (67) 『松尾社社蔵文書』一四九号「松尾社祠官法度案」(『松尾大社史料集』文書編一)、同一七二二号「松尾領所々事申状并御下知等引付事」(『松尾大社史料集』文書編七)。

- (68) 『至徳二年記』 至徳二年四月四日条 (『続群書類従』第二輯上)。これは師盛による日次記である。
- (69) 『春日御詣記』 至徳二年八月二八日条 (京都大学附属図書館平松文庫蔵。史料の確認には京都大学電子図書館の貴重資料画像を利用した)。

(70) 『至徳二年記』 至徳二年八月二九日条。

(71) この時の記録は『春日御詣記』を参照。

(72) 『増補続史料大成』大乗院寺社雑事記』寛正六年正月四日条。

(73) 『増補続史料大成』蜷川親元日記』寛正六年正月二四日条。

(74) 大東延篤編『新修春日社司補任記』(春日宮本会、一九七二)「春日社家系譜」。

(75) 『増補続史料大成』多聞院日記』天文十一年一月一五日条。なお系図から考えると、これは師淳の孫の師清のことと思われる。

(76) 『生源寺文書』(東京大学史料編纂所蔵影写本)「管領斯波義将施行状」。

(77) 『日吉社室町殿御社参記』(『続群書類従』第二輯下 神祇部)。

(78) 『御前落居奉書』(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、近藤出版社、一九八〇)。

(79) 『生源寺文書』「室町幕府奉行人連署奉書」(『室町幕府文書集成』奉行人奉書編下、二三七六号)。

(80) 『同事記録』(『室町幕府引付史料集成』上)。

(81) 『生源寺文書』「室町幕府奉行人連署奉書」(『室町幕府文書集成』奉行人奉書編下、三四四七号)。

(82) 註(9) 前掲論文。

(83) 『祇園社記』続録第三 (『増補続史料大成』八坂神社記録』四)。

(84) 『増補八坂神社文書』下一六四二号「上杉重能施行状」。

(85) 『社家記録』(『増補続史料大成』八坂神社記録』一) 正平七年一〇月二三日条。『増補八坂神社文書』下(二) 増補七八号「足利義詮御判御教書」。『祇園社記』御神領部五 (『増補続史料大成』八坂神社記録』三)。

(86) 『増補八坂神社文書』下(二) 増補三八号「足利義満執奏事書」。

(87) 『増補八坂神社文書』下一三二七「足利義満御判御教書案」。『同』下(二) 増補四五号「官宣旨」。

(88) 同註(10)。

- (89) 『大日本史料』六編三冊、建武三年八月一八日条。
- (90) 『大日本史料』六編一五冊、観応二年七月七日条。
- (91) 『北野神社文書』四「室町幕府御教書」(『北野天満宮史料 古文書』北野天満宮、一九七八)。
- (92) 以下松梅院歴代については、『史料纂集 北野社家日記』六巻の竹内秀雄氏による解題に集録された系図に拠った。
- (93) 禅能の失脚と光園院派の復権については註(10) 小泉論文に詳しい。
- (94) 『大日本古記録 建内記』永享一二年三月一二日条。
- (95) 『筑波大学所蔵北野神社文書』七〇号「法眼禅親書下」(『史料纂集 筑波大学所蔵文書』上)。
- (96) 『増補続史料大成 親元日記』寛正六年八月一八日条。
- (97) 禅椿が御師職に任じられた時期を直接示す史料はないが、文正元年には禅椿の子の阿賀丸に対して、禅予が知行していた「北野宮寺領諸国所々」の奉行職が安堵されており(『筑波大学所蔵北野神社文書』七二号「足利義政御教書」、禅椿が禅予に替えて御師職に補任されたことは他の史料より明らかなので、この文正元年をもって禅椿が御師職に任じられたものと推測できる)。
- (98) 『史料纂集 北野社家日記』長享元年九月二三日条。『筑波大学所蔵北野神社文書』七八号「足利義熙御判御教書」。
- (99) 『史料纂集 北野社家日記』延徳三年七月一八日条、明応九年正月九日条、永正五年八月二二日条など。
- (100) 竹内秀雄『天満宮』(吉川弘文館、一七六八)。註(10) 鍋田論文。
- (101) 『筑波大学所蔵北野神社文書』六五号「足利義政御教書」。『北野社家日記』明応三年四月二八日条。
- (102) 『史料纂集 北野社家日記』長享二年四月二五日条、五月二日条。
- (103) 『筑波大学所蔵北野神社文書』八〇号「足利義熙御判御教書」。
- (104) 同註(94)。
- (105) 『中世の変革と徳政―神領興行法の研究』(吉川弘文館、一九九四)。「神風と悪党の世紀」(講談社現代新書、一九九五)。
- (106) 註(9) 瀬田・三枝論文。
- (107) 『史料纂集 北野社家日記』延徳三年五月一八日条、二七日条など。
- (108) 註(2) 佐藤前掲書および註(6) 宮地前掲書。

- (109) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館、一九八五）。
- (110) 佐藤弘夫「神仏習合と神祇不拝」（『日本史研究』五一二号、二〇〇五）。千々和到「中世の起請文にみる神仏」（『國學院大學二一世紀COEプログラム』『日本文化と神道』2、二〇〇六）など。
- (111) 佐藤進一・池内嘉資編『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法（岩波書店、一九五五）。